

寄附金税額控除に係る申告特例申請について 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

○ ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、ふるさと納税先自治体が5か所以内の場合であって、確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税を行う際に、ふるさと納税先自治体に特例の適用に関する申請書を提出することで、確定申告を行わなくても、市町村間にて通知を行い、翌年度の住民税で「申告特例控除額」（所得税・住民税の寄附金控除・寄附金税額控除相当額）が適用される特例的な仕組みです。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の対象となる方は、次の条件をすべて満たす方に限られます。

- ① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者であること
⇒ ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方が対象です。そもそも確定申告を行わなければならない自営業者等の方や、給与所得者の方でも医療費控除等で確定申告を行う方などは対象となりません。
- ② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者であること
⇒ その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方が対象です。

○ ご注意いただきたいこと

- ・ 申請に際しては、次のア・イのいずれかの写しを同封いただく必要があります。
 - ア 個人番号カード
 - イ 通知カード及び本人（実在）確認のできる次に掲げる書類のうち1点
（運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1で定めるもの（写真付き学生証や写真付き資格証明書など））
- ・ ワンストップ特例の申請をされた方が、確定申告や住民税申告を行った場合（医療費控除等による場合も含む。）や、5か所を超える市町村に申請を行った場合は、ワンストップ特例の申請は無効となり、申告特例控除額は適用されません。
- ・ そのため、ワンストップ特例の申請をされた方が、医療費控除等の控除の追加や所得の申告などにより、確定申告や住民税申告をしなければならなくなった場合は、寄附金の申告もお忘れなきようご注意ください。
- ・ ワンストップ特例の申請後、申請内容に変更（電話番号を除く。）が生じた場合は、寄附された年の翌年1月10日までに所定の様式にて変更手続を行う必要があります。変更事項が生じた場合には恐れ入りますが下記までお問い合わせ願います。

【申請書送付先・お問い合わせ先】 〒742-8714 山口県柳井市南町1-10-2
柳井市役所 財政課 ふるさと納税担当
電話 0820-22-2111（内線440）

提出期限：ふるさと納税を行った年の翌年1月10日（必着）

令和 年 寄附分

(宛先) 柳井市長

太枠内の項目について、すべて記入願います。
 (注意) 提出後、寄附した年内に、記載内容に変更(電話番号を除く。)が生じた場合は、翌年の1月10日までに申告特例申請事項変更届出書の提出が必要となります。

令和 年 月 日	整理番号	
住 所	フリガナ	トウキョウ タロウ
	氏 名	東 京 太 郎
電話番号	個人番号	
	生年月日	明・大 昭 平 39・6・21

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に係る寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「特例」とする)を受ける場合は、下の欄に必要な事項を記載してください。

住民登録住所をご記入ください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附した年月日と寄附金額を記入願います。

1 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 元年 12月 15日	円

2 申告の特例の適用に関する事項
 申告の特例の適用を受けるための条件に該当する場合は、それぞれの下の欄の口にチェックをしてください。

ふるさと納税の寄附金控除を受ける目的以外で所得税や住民税の申告を行う必要がない方に限りチェックを入れてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第120条第2項の規定による申告書を提出する義務がない者
- (2) 地方団体に対する寄附金を支出した年の年分の所得税について、ふるさと納税の寄附金控除を受ける場合、当該寄附金に係る寄附金税額控除(以下「特例」とする)を受けるための条件に該当する者(当該寄附金の申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

その年にふるさと納税をされる自治体の数が5以下であると見込まれる方に限りチェックを入れてください。

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の

※ 上記2の①、②の両方にチェックが入る方が申告特例対象者となります。

※ 寄附する毎に申請が必要ですので、同じ団体に2回寄附した場合は、2回申請書を提出することになります。

※ 申請に際しては、次のア・イのいずれかの写しを同封いただく必要があります。

ア 個人番号カード

イ 通知カード及び本人(実在)確認のできる次に掲げる書類のうち1点
 (運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は国税庁告示1で定めるもの(写真付き学生証や写真付き資格証明書など))

○ ア、イをお持ちでない方はご相談ください。